

個別利用規約
(令和元年 10 月 1 日実施)

1 この規約の適用等について

(1) この規約の適用

この個別利用規約（以下「この規約」といいます。）は、当社の低圧電気供給約款（以下「この約款」といいます。）にもとづき、「ピタでん使いたい放題」または「ピタでん使った分だけ」または「ピタでん確割」（以下3つあわせて「本件メニュー」といいます。）をお申込み頂いたお客さまで、中部電力株式会社を一般送配電事業者とする供給地点において、電灯または小型機器および動力をご使用のお客さまへ電気を供給するときの料金、お客さまからのお申し出による需給契約の終了時の解約違約金その他の供給条件を定めたものです。本件メニューにお申込み頂いていないお客さまについては、この規約は適用されません。

(2) 本件メニューの対象

「ピタでん使いたい放題」または「ピタでん使った分だけ」は、電灯または小型機器を使用し、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア以下であるお客さまのみを対象とします。なお、最大需要容量が6キロボルトアンペア以下であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。「ピタでん確割」は、電灯または小型機器を使用し、契約容量が、原則として50キロボルトアンペア未満のお客さまを対象とします。

(3) 申し込み

当社と既に需給契約を締結しているお客さまのうち、平成30年6月1日以降に本件メニューの申し込みを希望されるお客さまについては、検針期間の中途を開始日とする申し込みは行うことはできず、毎月の検針日を開始日とする申し込みのみ受け付けます。

(4) 適用関係

この約款とこの規約に齟齬がある場合は、この規約が優先して適用されます。

(5) 定義

この規約において使用する用語については、この約款において用いるのと同じ意味を有するものとします。

(6) この規約の変更

当社がこの規約を変更する場合には、この約款3（この約款等の変更）に定めるところによります。

2 料金について

(1) 適用

電灯または小型機器および動力を使用し、当該一般送配電事業者が定める託送約款等の電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービス、動力標準接続送電サービスまたは動力時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまに適用する、契約種別は下記の通りといたします。

- イ 電灯または小型機器を使用し、契約電流が10アンペア以上、かつ、60アンペア以下に該当するお客さまのうち、「ピタでん使いたい放題」にお申込み頂いたお客さまに適用するものを従量料金定額電灯といたします。
- ロ 電灯または小型機器を使用し、契約電流が10アンペア以上、かつ、60アンペア以下に該当するお客さまのうち、「ピタでん使った分だけ」にお申込み頂いたお客さまに適用するものを完全従量電灯といたします。
- ハ 電灯または小型機器を使用し、契約電流が10アンペア以上、かつ、60アンペア以下に該当するお客さまのうち、「ピタでん確割」にお申込み頂いたお客さまに適用するものを従量料金電灯Bといたします。
- ニ 電灯または小型機器を使用し、使用する最大容量（以下、「最大需要容量」といいます。）が50キロボルトアンペア未満に該当するお客さまのうち、「ピタでん確割」にお申込み頂いたお客さまに適用するものを従量料金電灯Cといたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

いずれの場合においても、周波数は標準周波数50ヘルツといたします。（ただし、中部電力株式会社が託送供給等約款で定める長野県の一部は60ヘルツとなります）

(3) 契約容量または契約電力

契約容量または契約電力は、当社以外の小売電気事業者から電気の供給を受けていたお客さまが新たに当社とこの約款にもとづく需給契約を希望される場合、当社以外の小売電気事業者との需給契約における契約容量または契約電力を基準として、協議により定めます。

なお、協議により定めた契約容量または契約電力が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合は、この約款27（適正契約の保持）にもとづいて契約容量または契約電力を適正なものに変更していただきます。

お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下の算定式イまたはロにより算定された値といたします。なお、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。また、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

- イ 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約容量または契約電力

$$= \text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

- ロ 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約容量または契約電力＝

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1,732 \times \frac{1}{1,000}$$

(4) 料金

料金は、契約種別ごとに次のとおりといたします。

イ 従量料金定額電灯

料金は、この約款別途料金表（地域別料金表）に定めるところによる定額料金および従量料金単価に毎月の使用電力量から 500 キロワット時を除いた電力量を乗じて得た料金の合計といたします。なお、同約款別表 1 の再生可能エネルギー発電促進賦課金および同約款別表 2 の燃料費調整額単価の適用はありません。ただし、当社は、当社が納付する再生可能エネルギー発電促進賦課金相当額をお客さまへの請求書に記載いたします。

ロ 完全従量電灯

料金は、この約款別途料金表（地域別料金表）に定めるところによる従量料金単価を適用して算定される電力量料金および同約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、同約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

ハ 従量料金電灯 B および従量料金電灯 C

料金は、この約款別途料金表（地域別料金表）に定めるところによる基本料金単価および従量料金単価を各々適用して算定される基本料金、電力量料金および同約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、同約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(5) 定額料金、従量料金及び電力量料金の日割計算

次の計算式により求めるものとします。

従量料金定額電灯

$$\text{定額料金適用電力量} = 500 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

$$\text{従量料金適用電力量} = \text{使用電力量} - 500 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

完全従量電灯

$$\text{電力量料金適用電力量} = \text{使用電力量}$$

従量料金電灯Bおよび従量料金電灯C

イ 基本料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ロ 日割計算に応じて電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

(イ) 電気の供給を開始し、再開し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合、または検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回る場合
料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合
料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によ

り区分して算定いたします。また、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合等料金区分の異なる期間がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(6) 延滞利息

「ピタでん使いたい放題」にお申込み頂いたお客さまについての従量料金定額電灯に関する電気料金の延滞利息についてはこの約款 24（延滞利息）(2)に拘わらず、下記の通りとします。

記

従量料金定額電灯に関する電気料金の遅延利息は、その算定の対象となる料金に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定して得た金額といたします。

なお、消費税等相当額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

3 お客さまからのお申し出による需給契約の終了時の解約違約金について

イ 需給契約の期間についてはこの約款 11(2)の通りです。

ロ この約款 36(1)にもとづき、お客さまからのお申し出により、需給開始日以降 1 年目の日以内に需給契約を終了される場合は、解約違約金として 2,000 円（税別）を申し受けます。ただし、引越し等によりお客さまがその需要場所での電気の供給を受けなくなることを理由とする需給契約の終了の申し出の場合であって、お客さまの引越先が当社の供給区域ではないなど、お客さまが当社と新たな需給契約を締結しないことについてやむをえない事情がある場合、当社は、解約違約金を申し受けません。

4 切り替えについて

お申込み頂いている本件メニューの利用を終了し、本件メニュー内における、その他のメニューへの切替えを希望されるお客さまについては、切替手数料として 2,000 円（税別）を申し受けます。なお検針期間の中途を切替日とする申し込みは行うことはできず、毎月の検針日を切替日とする申し込みのみ申し受けます。また、切替えを 2 回以上希望される場合については、前回の切替日より 1 年経過した後の日を切替日とする申し込みのみ申し受けます。

5 本件メニューに関する免責事項等について

- (1) 当社はお客様に3ヶ月前までにお知らせすることにより、本件メニューを終了させることができるものとします。この場合、当社はお客さまに対して賠償の責めを一切負わないものとします。
- (2) お客さまが、本件メニューを申し込んだことにより、これまで当社または他の小売電気事業者と締結していた需給契約よりも電気料金が高額となった場合でも、当社はお客さまに対して一切の賠償の責めを負いません。
- (3) この規約について、当社は同約款3（この約款等の変更）に基づいて変更する権利を有しており、その効力発生日以降は変更後の規定に従って本サービスをご利用いただきます。
- (4) 地域別料金表について、当社はこの約款3（この約款等の変更）に基づいて変更する権利を有しており、変更後の地域別料金表の適用については、この約款3(5)（地域別料金表の変更）の通りとします。